

1. 手帳の交付

身体障がい者手帳

窓口：障がい福祉課 0725-99-8133

身体障がい者手帳は、疾病や事故等により、身体に永続する障がいのある人で、視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある人に交付されます。

身体障がい者手帳には、障がいの程度により1級から6級までの等級があります。

また、第1種障がい者と第2種障がい者に区分されています。（交通機関を利用する際の割引対象者の区分）

手帳の交付を受けると、障がいの種別と程度に応じて、福祉サービス等の利用ができます。

（注意）手帳は、他人への譲渡や貸与ができません。

手続き		内容	持参するもの				
			顔写真 （※1）	診断書	印鑑 （※2）	領収書 （※3）	手帳
新規交付		初めて手帳の交付を受けるとき	○	○	○	○	
再交付	等級変更	障がいの程度が変わったり、他の障がい加わったとき	○	○	○	○	○
	障がい追加		○	○	○	○	○
	紛失・破損	手帳を紛失または破損等したとき	○		○		△（※4）
記載事項変更	市外から転入	住所や氏名が変わったとき			○		○
	市内転居				○		○
	氏名変更				○		○
返還	死亡等	手帳の交付を受けた人が死亡したとき、または手帳に該当しなくなったり、必要がなくなったとき			○		○

（※1）原則上半身、脱帽のもので、大きさは縦4cm・横3cm、写真用紙に印刷されたものであること。

（※2）自署の場合は不要です。

（※3）診断書作成にかかる費用についての領収書をご持参ください。

（※4）破損した場合のみご持参ください。

療育手帳

窓口：障がい福祉課 0725-99-8133

子ども家庭センターまたは障がい者自立相談支援センターで

知的障がいと判定された人に対し、療育手帳が交付されます。

手帳の交付を受けると、障がいの程度に応じて、福祉サービス等の利用ができます。

障がいの程度として、重度「A」・中度「B1」・軽度「B2」の等級があります。

さらに、「A」と判定された人は、第1種障がい者、

「B1」「B2」と判定された人は、第2種障がい者と区分されています。

(交通機関を利用する際の割引対象者の区分)

(注意) 手帳は、他人への譲渡や貸与ができません。

手続き		内容	持参するもの		
			顔写真 (※1)	手帳	マイナンバーが わかるもの
新規交付		初めて手帳の交付を受けるとき	○		○
		府外、堺市、大阪市から転入したとき	○	○	○
更新		次の判定年月が近づいたとき(約3か月前)	○	○	○
		障がいの程度に変更があったとき	○	○	○
再交付		手帳を紛失または破損等したとき	○	△ (※2)	
記載事項変更	府内から転入	府内(大阪市、堺市を除く)から転入したとき		○	
	市内転居	和泉市内で住所が変わったとき		○	
	氏名等変更	氏名や電話番号等が変わったとき		○	
返還	死亡等	手帳の交付を受けた人が死亡したとき、または手帳に該当しなくなったり、必要がなくなったとき		○	
府外転出		府外、堺市、大阪市に転出したとき		○	

(※1) 原則上半身、脱帽のもので、大きさは縦4cm・横3cm、写真用紙に印刷されたものであること。

(※2) 破損した場合のみご持参ください。

精神障がい者保健福祉手帳

窓口：障がい福祉課 0725-99-8133

障がいの程度により、Ⅰ級からⅢ級までの等級があります。

手帳の交付を受けると、障がい程度に応じて、福祉サービス等の利用ができます。

(注意) 手帳は、他人への譲渡や貸与ができません。

手続き		内容	持参するもの			
			顔写真 (※1)	診断書または 年金証書(※2)	印鑑 (※3)	手帳
新規交付		初めて手帳の交付を受けるとき	○	○(※4)	○	
更新		手帳の更新をするとき	○	○	○	○
再交付		手帳を紛失または破損等したとき	○		○	△(※5)
市外から転入		市外から転入したとき	○		○	○
記載事項変更	市内転居	市内で住所が変わったとき			○	○
	氏名変更	氏名が変わったとき			○	○
返還	死亡等	手帳の交付を受けた人が死亡したとき、または手帳に該当しなくなったり、必要がなくなったとき			○	○

(※1) 原則上半身、脱帽のもので、大きさは縦4cm・横3cm、写真用紙に印刷されたものであること。

(※2) 年金証書は、精神障がいのみを事由として受給しているものに限り、直近の年金振込通知はがき等の基礎年金番号が確認できるものでも受付可能です。

(※3) 自署の場合は不要です。

(※4) 初回申請を診断書で行った場合のみ、診断書作成にかかる費用についての領収書を持参ください。

(※5) 破損した場合のみご持参ください。